

諮問日：平成29年4月10日（平成29年度（最情）諮問第3号）

答申日：平成29年12月1日（平成29年度（最情）答申第47号）

件名：最高裁判所裁判官会議議事録の不開示判断（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 委員会の結論

「昭和46年4月に司法修習生を罷免した際の最高裁判所裁判官会議議事録」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は存在しないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成29年3月15日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

最高裁判所は昭和46年4月5日に裁判官会議を開催して司法修習生を罷免したと当時の新聞記事に書いてあるから、本件開示申出文書は存在する。

### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

本件開示申出を受けて、保有する裁判官会議議事録を精査したが、その中に、昭和46年4月に司法修習生を罷免した際の議事録は見当たらなかった。また、最高裁判所の司法修習生に関する事務を取り扱う部署においても探索したが、本件開示申出文書は見当たらなかった。

したがって、本件開示申出文書を保有していない。

### 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成29年4月10日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年5月19日 審議
- ④ 同年6月30日 最高裁判所の職員（事務総局秘書課参事官）  
から口頭説明聴取及び審議
- ⑤ 同年9月8日 最高裁判所の職員（事務総局秘書課参事官）  
から口頭説明聴取及び審議
- ⑥ 同月29日 審議
- ⑦ 同年10月20日 審議
- ⑧ 同年11月10日 審議

## 第6 委員会の判断の理由

1 最高裁判所事務総長は、本件開示申出を受けて探索したものの、本件開示申出文書は見当たらなかったなどと説明する。この点について、最高裁判所の職員の口頭説明によれば、裁判官会議議事録については保存期間満了後もその保存期間を延長して保有しているところ、本件開示申出文書については、原判断を行うに際して探索しただけでなく、本件苦情申出後にも、最高裁判所が保有する裁判官会議議事録等のファイルを精査し、司法修習生に関する事務を取り扱う部署においても探索したが、本件開示申出文書に該当する議事録は見当たらなかったとのことであり、最高裁判所における探索の対象や方法等に不合理な点は認められない。

また、最高裁判所における裁判官会議の重要性に鑑み、当委員会において、最高裁判所が保有する昭和44年から昭和48年までの裁判官会議議事録等のファイルを見分したが、本件開示申出文書に該当する議事録は見当たらず、ファイルの保存状態等に不自然な点も認められなかった。本件開示申出文書が40年以上前の裁判官会議に係るものであることからすれば、そのほかに本件開示申出文書の存否について確認する適切な手段は考え難く、最高裁判所が本件

開示申出文書を保有しているというべき具体的事情は認められない。

したがって、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められる。

- 2 以上のとおりであるから、原判断については、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長                    高   橋                    滋

委                    員                    久   保                    潔

委                    員                    門   口                    正   人